

農業委員・農地利用最適化推進委員の女性登用等に関する申し合わせ決議

平成28年4月に施行された改正農業委員会法により、農業委員は、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが明記されました（第8条第7項）。全国農業委員会女性協議会としても「女性の農業委員がゼロの委員会の解消」、「一農業委員会あたり複数の女性の選出」を目標に市町村長への要請活動等を実施してきました。

その結果、全国の女性の農業委員が2,876人（女性登用率12.4%）、農地利用最適化推進委員が561人（女性登用率3.2%）、合計3,437人の女性が登用され、着実に増加しています。しかし、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、女性農業委員の登用率を令和7年度までに30%となるよう目標が定められており、現状とは大きな開きがあります。

男女の力を合わせ、更なる「農地利用の最適化」の活動を推進していくためには、これまで以上に女性の登用活動に取り組むことが重要です。

したがって、下記の事項について申し合わせ、目標の達成および「農地利用の最適化」が着実に進むよう取り組むことを、ここに決議します。

記

1. 女性の農業委員・推進委員の登用率向上に向けた取り組みを推進しよう

「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」（令和3年8月19日付農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に基づいて市町村長が設定した目標達成に向けて、働きかけを行う。

また、「女性の農業委員の登用率30%」の目標達成に向けて、「女性の農業委員がゼロの委員会の解消」や「女性の農業委員や推進委員の複数人の登用の促進」などの取り組みを一層推進する。

2. 次世代の農業委員・推進委員の掘り起こしに取り組もう

- ① 農業委員会の活動を地域に周知し、女性の農業委員、推進委員のなり手掘り起こしに取り組む。
- ② 女性農業者等に農業委員・推進委員となってもらえるよう、地域の機運醸成に努める。

3. 農業委員会の女性組織として意欲ある委員候補者を後押ししよう

地域にある女性農業者等の関係団体に候補者の推薦を積極的に働きかけるとともに、推薦母体がない候補者には、必要に応じて、都道府県段階の女性組織が推薦書を提供する等、積極的な後押しを行うこと。

4. 女性の農業委員・推進委員が活躍しやすい環境を整えよう

- ① 市町村長や市町村長部局、推薦農業団体、地域等にも女性登用の重要性についてより理解を深めてもらうべく、農業委員会の会長や男性委員、事務局とともに協力して、地域等への働きかけを行う。
- ② 現職の女性の農業委員・推進委員は、後進の育成に努めながら自身の任期が継続されるように活動する。

以上

令和5年1月11日

第13回全国農業委員会女性協議会総会